

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月28日
【会社名】	エコナックホールディングス株式会社
【英訳名】	ECONACH HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥村 英夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町16番8号 共同ビル (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山7丁目8番4号 高樹ハイツ
【電話番号】	03(6418)4391(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 菅原 勲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,880,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,140,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成25年2月28日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	7,140,000株	299,880,000	149,940,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	7,140,000株	299,880,000	149,940,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、149,940,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
42	21	1,000株	平成25年3月18日(月)	-	平成25年3月18日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
エコナックホールディングス株式会社 管理部	東京都港区南青山7丁目8番4号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 横山町支店	東京都中央区日本橋横山町4-1

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
299,880,000	2,316,000	297,564,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

登記費用	2,166,000円
反社会的勢力との関連性調査費用	150,000円

#### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
温浴施設建物建設費に充当する。	297,564,000	平成25年4月～平成25年7月

(注) 手取金については、平成25年2月28日の取締役会決議により本株式の第三者割当と並行して、新株予約権証券の第三者割当増資を決議しており、新株予約権証券にかかる差引手取概算額と合わせて全額を温浴施設建物建設費に充当する予定であります。

本新株式による差引手取概算額	297,564,000円
新株予約権による差引手取概算額	302,466,800円
合計	600,030,800円

当社グループは、当社が不動産事業、子会社日本レース(株)が繊維事業及び化粧品事業、子会社伊豆スカイラインカントリ(株)がゴルフ場事業を営んでおり、特に不動産事業は当社グループの柱として収益に大きく貢献しております。当社は不動産事業において新宿区歌舞伎町に保有する土地を時間貸駐車場として運用しており、本駐車場における年間の収入は約5,000万円ですが、より収益性の高い有効活用ができないか約1年前からリサーチし模索してまいりました。そして、より収益性の高い活用方法として、温浴施設を建設し賃貸することにより賃料収入を得るというスキームを実行することといたしました。本温浴施設の建設予定地である新宿区歌舞伎町は、都心で交通アクセスが良く日本でも有数の娯楽性の高い商業施設が多数存在するエリアで、昼夜問わず多くの人で賑わっており、地域住民のリピーター客のみならず遠方からも十分な集客を見込めると考えております。なお、本温浴施設の建設費用総額は約20億円を予定しており、自己資金約5億円、金融機関からの借入金約9億円、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により約3億円並びに新株予約権行使により約3億円調達することによって充当する計画であります。計画どおりに新株予約権が行使されなかった場合は新たな借入金により充当する予定です。

賃貸先としては、株式会社アクアジャパン東京を選定いたしました。選定理由は、同社は温浴施設の設計・運営・コンサルタント等を行っており全国各地で運営実績があること、また、当社は本温浴施設の設計を同社に委託していることであります。なお、同社からは、初年度の年間賃借料3億円としての建物賃借申込書を受領しており、その他詳細条件については協議中であります。

今後のスケジュールとしましては、平成25年7月着工、平成26年8月竣工後、平成26年9月からの賃貸を予定しております。

## 温浴施設の概要（予定）

建設地	東京都新宿区歌舞伎町1丁目
構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地下2階、地上4階建て
駐車場	25台分
駐輪場	134台分
建設面積	1,248㎡
延べ床面積	6,327㎡

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年2月28日の取締役会決議により本株式の第三者割当と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

（第三者割当による新株予約権の発行）

(1) 発行期日	平成25年3月18日
(2) 新株予約権の総数	714個（1個当たり10,000株）
(3) 発行価格	総額6,211,800円（新株予約権1個当たり8,700円）
(4) 当該発行による潜在株式数	7,140,000株
(5) 調達資金の総額	306,091,800円 （内訳）新株予約権の発行による調達額 6,211,800円 新株予約権の行使による調達額 299,880,000円
(6) 行使価額	1株につき金42円
(7) 行使期間	平成25年3月18日から平成27年3月17日
(8) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：株式会社船橋カントリー倶楽部
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件といたします。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社船橋カントリー倶楽部	
本店の所在地	千葉県白井市清戸703番地	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 大島 英俊	
資本金	20,000千円	
事業の内容	ゴルフ場の経営	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社トーテム 株式会社ケブラム	57.25% 42.75%

（注） 割当予定先の概要は、平成25年2月28日現在のものであります。

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません	
資金関係	該当事項はありません	
技術又は取引関係	該当事項はありません	

（注） 当事会社間との関係は、平成25年2月28日現在のものであります。

## c 割当予定先の選定理由

割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部の代表取締役大島英俊氏は、平成19年6月28日から平成22年3月10日まで当社の取締役役に就任しており、同社監査役高橋幸雄氏は、平成19年6月28日から平成22年6月29日まで当社の社外監査役に就任しておりました。このような関係から、株式会社船橋カントリー倶楽部は、当社の事業戦略、経営方針及び資金需要に深い理解を有し、当社の企業価値・株主価値の向上の方向性についての十分な理解が得られると考えられることから、同社を割当先とする本第三者割当による資金調達が最善の方法であると判断をいたしました。

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、株式会社船橋カントリー倶楽部から、一度に新株式約6億円分の割当を受けるのではなく、まず新株式約3億円分の割当を受け、新株予約権約3億円分については段階的に投資を行いたいとの意向を受けたため採用したものであります。当社の資金調達面においても、自己資金、借入金並びに新株式及び新株予約権の発行に係る調達額を本温浴施設の建設資金の原資とし、新株予約権の行使による調達額を建設の進捗状況に合わせて本温浴施設建設に関する費用として段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。新株予約権の行使時期については、株式会社船橋カントリー倶楽部が最終的に判断しますが、同社からは当社の資金需要の時期をできるかぎり考慮して新株予約権を行使する旨の表明をいただいております。なお、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が急速には進まない点でも優位性があると判断しております。

当社としては本第三者割当により当社普通株式に希薄化が生じることは十分認識した上で、慎重に検討してまいりましたが、公募増資は、準備期間に相当の時間が必要であること、株主割当増資は、失権予想が困難であるために調達資金の予想がつかず、安定感のある手法ではないと判断したことから採用を見送ることといたしました。

当社グループにおいて、タイミングを逃さず新たな投資を継続していくことが、当社グループの収益基盤の強化、ひいては企業価値・株主価値をさらに向上させることとなり、既存株主の皆さまの利益向上につながるものと考えて、本第三者割当を決断いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,140,000株

## e 株券等の保有方針

保有方針に関して、割当予定先から、中長期的に保有する方針であり、払込日である平成25年3月18日から2年を経過するまでの間は、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとし当該期間に割当予定先の都合により割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合は当社との間で事前に協議する旨の確約書を取得する予定であります。なお、割当予定先から、当社の経営に介入する意思がない旨の意向を表明していただいております。

上記に関わらず割当予定先が払込日から2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、割当予定先が譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を取得する予定であります。

## f 払込みに要する資金等の状況

株式会社船橋カントリー倶楽部の財務諸表及び預金通帳を確認し、新株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権の行使の際の払込みについて十分な資力を有していることを確認しており、これらの払込みについては確実性があるものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部、株式会社船橋カントリー倶楽部の役員、株式会社船橋カントリー倶楽部の主要株主である株式会社トーテム及び株式会社ケプラムが反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。この反社会的勢力の調査は、第三者の信用調査機関である株式会社中央情報センターへ委託し、該当がない旨の報告を得ております。

なお、割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部からも反社会的勢力とは一切関係がない旨の宣誓書を受領しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

譲渡制限は設けておりません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 発行条件の算定根拠

発行価額につきましては、割当予定先との協議の上、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年2月27日）の終値46円から8.70%ディスカウントの42円といたしました。これは、当社を取巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価を考慮し決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、当社は、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。

なお、当該発行価額は、1か月間の終値の平均値48.68円に対して13.73%のディスカウント、3か月間の終値の平均値44.61円に対して5.85%のディスカウント、6か月間の終値の平均値39.48円に対して6.40%のプレミアムであります。

また、当社監査役3名全員より、発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、71,177,466株（議決権の総数は71,105個）であり、本株式の第三者割当増資による発行株式数は7,140,000株（議決権の数は7,140個）となり、また、平成25年2月28日の取締役会決議により本株式の第三者割当と並行して、発行決議を行った第三者割当による新株予約権のすべてが権利行使された場合に発行される株式数は、7,140,000株（議決権の数は7,140個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は14,280,000株（議決権の数は14,280個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対して20.06%の割合（議決権の総数に対する割合は20.08%）で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社船橋カントリー 倶楽部	千葉県白井市清戸703番地	-	-	7,140,000	9.13%
株式会社ケプラム	東京都新宿区歌舞伎町 1-1-4	3,470,000	4.88%	3,470,000	4.43%
株式会社トーテム	東京都港区南青山7-8-4	3,400,000	4.78%	3,400,000	4.35%
株式会社広共コーポレー ション	広島市中区幟町14-5	3,120,000	4.39%	3,120,000	3.99%
吉村 浩太郎	千葉県白井市	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.83%
有限会社F・M・K・9	東京都西東京市ひばりが丘 4丁目6-E-505	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.83%
有限会社NAC	東京都港区南青山7-8-4	2,297,000	3.23%	2,297,000	2.94%
山河企画有限会社	広島市西区観音町9-4-202	2,000,000	2.81%	2,000,000	2.56%
有限会社MBL	東京都港区南麻布1丁目 6-31-101	1,967,000	2.77%	1,967,000	2.51%
株式会社船カンショート コース	千葉県白井市神々廻1904-2	1,900,000	2.67%	1,900,000	2.43%
有限会社YOC	東京都千代田区一番町 20-6-203	1,500,000	2.11%	1,500,000	1.92%
計	-	25,654,000	36.08%	32,794,000	41.91%

(注) 1. 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、最近日現在（平成24年9月30日）の総議決権数71,105個であります。また、割当後の総議決権数は78,245個であります。

2. 当社は、平成25年2月28日の取締役会決議により本株式の第三者割当と並行して、新株予約権証券の第三者割当増資を決議しており、この新株予約権行使により増加する株式の数を加えた大株主の状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社船橋カントリー 倶楽部	千葉県白井市清戸703番地	-	-	14,280,000	16.72%
株式会社ケプラム	東京都新宿区歌舞伎町 1-1-4	3,470,000	4.88%	3,470,000	4.06%
株式会社トーテム	東京都港区南青山7-8-4	3,400,000	4.78%	3,400,000	3.98%
株式会社広共コーポレー ション	広島市中区幟町14-5	3,120,000	4.39%	3,120,000	3.65%
吉村 浩太郎	千葉県白井市	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.51%
有限会社 F . M . K . 9	東京都西東京市ひばりが丘 4丁目6-E-505	3,000,000	4.22%	3,000,000	3.51%
有限会社 N A C	東京都港区南青山7-8-4	2,297,000	3.23%	2,297,000	2.69%
山河企画有限会社	広島市西区観音町9-4-202	2,000,000	2.81%	2,000,000	2.34%
有限会社 M B L	東京都港区南麻布1丁目 6-31-101	1,967,000	2.77%	1,967,000	2.30%
株式会社船カンショート コース	千葉県白井市神々廻1904-2	1,900,000	2.67%	1,900,000	2.23%
有限会社 Y O C	東京都千代田区一番町 20-6-203	1,500,000	2.11%	1,500,000	1.76%
計	-	25,654,000	36.08%	39,934,000	46.77%

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第132期）の提出日（平成24年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月28日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成24年7月2日提出の臨時報告書

#### 1. 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第132回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

定款第2条（目的）の追加

###### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、奥村英夫、菅原勲、瀬川信雄及び萩野谷敏裕を選任する。

##### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	40,109	402	0	（注）1	可決（99.01%）
第2号議案				（注）2	
奥村 英夫	39,350	1,811	0		可決（95.60%）
菅原 勲	40,013	1,148	0		可決（97.21%）
瀬川 信雄	39,570	1,591	0		可決（96.13%）
萩野谷 敏裕	39,367	1,794	0		可決（95.64%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を所有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を所有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第132期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第133期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

エコナックホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 遠田 晴夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本郷 大輔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

### フロンティア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠田 晴夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 本郷 大輔 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エコナックホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、エコナックホールディングス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

### フロンティア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠田 晴夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 本郷 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第132期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。